

市場デリバティブ取引に係る売買管理体制の整備に伴う「不公正取引の防止のための
売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正について（案）

令和元年 11 月 20 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

昨今、市場デリバティブ取引に関して、自己取引による不公正取引を行い行政処分を受ける事例や、市場デリバティブ取引に係る売買管理体制の不備により行政処分を受ける事例が発生している。こうした状況を踏まえ、大阪取引所において、不公正取引を防止するために求められる売買管理体制を明確化する観点から、「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」が制定される予定である。

今般、大阪取引所における規則制定を受けた本協会「売買管理等に関するワーキング・グループ」における検討を踏まえ、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

○ 市場デリバティブ取引に係る売買管理体制の整備に伴う「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正

- (1) 本規則の目的に市場デリバティブ取引の不公正取引防止等について追加。 (第 1 条)
- (2) 市場デリバティブ取引の定義を新設。 (第 1 条の 2)
- (3) 会員は、顧客による市場デリバティブ取引の管理に関する、以下の事項について規定した社内規則を定めなければならないものとする。 (第 2 条第 2 項)
 - ① 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
 - ② 顧客の取引動向及び取引動機等の的確な把握に関する事項
 - ③ 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
 - ④ 顧客に対して行う売買審査に関する事項
 - ⑤ 売買審査の結果に基づく措置に関する事項
 - ⑥ その他必要と認められる事項
- (4) 会員は、顧客による市場デリバティブ取引について、顧客の取引形態等に鑑み、社内規則に基づき適切な売買審査を行わなければならないものとする。 (第 4 条第 5 項)
- (5) その他所要の整備を図るものとする。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は令和2年4月1日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：2019年11月20日（水）から2019年12月19日（木）17:00まで（必着）
- ② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=22>

(2) 意見の記入要領

次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）
- ③ 会社名（法人又は団体としてご意見を提出される場合、その名称をご記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

以 上

○本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （03-6665-6770）

「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正について（案）

令和元年 11 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（目的） 第 1 条 この規則は、会員が上場株券等の売買及び市場デリバティブ取引の不公正取引を防止するための売買管理体制を整備するに当たり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、上場株券等の<u>売買及び市場デリバティブ取引</u>の当該売買管理体制を整備し、もって、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資者の信頼を維持、向上させることを目的とする。	（目的） 第 1 条 この規則は、会員が上場株券等（<u>国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（新株予約権証券、出資証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる有価証券をいう。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）、受益証券発行信託の受益証券（内国商品信託受益証券（特定の商品（商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 2 条第 1 項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。）又は外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、外国指標連動証券（外国法人が外国で発行する有価証券のうち金商法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）を信託財産とするものをいう。）に限る。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。）、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。）及び交換社債券（金商法第 2</u>

改 正 案	現 行
(定義) 第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 上場株券等 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（新株予約権証券、出資証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる有価証券をいう。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）、受益証券発行信託の受益証券（内国商品信託受益証券（特定の商品（商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 2 条第 1 項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。）又は外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、外国指標連動証券（外国法人が外国で発行する有価証券のうち金商法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券	条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券又は同項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 5 号の有価証券の性質を有するもの（以下この条において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。）をいう。以下同じ。）の不正取引を防止するための売買管理体制を整備するに当たり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、上場株券等の当該売買管理体制を整備し、もって、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資者の信頼を維持、向上させることを目的とする。 (新 設)

改 正 案	現 行
<u>の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）を信託財産とするものをいう。）に限る。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。）、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。）及び交換社債券（金商法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの（以下この条において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。）をいう。</u> 2 <u>市場デリバティブ取引</u> <u>定款第3条第4号に規定する有価証券関連デリバティブ取引等のうち、国内の取引所金融商品市場において行う取引をいう。</u> （委託取引に係る社内規則の制定） 第2条 （ 現行どおり ） <u>2 会員は、顧客による市場デリバティブ取引に対する管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</u> <u>1 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項</u> <u>2 顧客の取引動向及び取引動機等の的確な把握に関する事項</u> <u>3 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項</u> <u>4 顧客に対して行う売買審査に関する事項</u> <u>5 売買審査の結果に基づく措置に関する事項</u> <u>6 その他必要と認められる事項</u>	（委託取引に係る社内規則の制定） 第2条 （ 省 略 ） （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
(顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握) 第 3 条 会員は、前条で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング（顧客の取引商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、顧客の売買動向、売買動機等の的確な把握に努めなければならない。 (売買審査) 第 4 条 会員は、顧客による上場株券等の売買について、<u>第 2 条第 1 項</u>で定めた社内規則に基づき売買審査を行わなければならない。 2 ～ 4 (現行どおり) 5 会員は、顧客による市場デリバティブ取引について、顧客の取引形態等に鑑み、<u>第 2 条第 2 項</u>で定めた社内規則に基づき、適切な売買審査を行わなければならない。 6 前 2 項に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。 7 (現行どおり) (社内記録等の保存等) 第 5 条 会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5 年間保存しなければならない。 1 第 4 条第 4 項及び同条第 5 項に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び顧客に対して行った措置 2 (現行どおり) 2 (現行どおり) (自己売買に関する社内管理) 第 7 条 会員は、前各条に基づく委託注文に関する社内管理のほか、自己の計算により行う<u>上場株券等の売買及び市場デリバティブ取引</u>についても、自社の業務内容や規模等を勘案し、適切に管理しなければならない。	(顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握) 第 3 条 会員は、前条で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング（顧客の売買商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めなければならない。 (売買審査) 第 4 条 会員は、第 2 条で定めた社内規則に基づき売買審査を行わなければならない。 2 ～ 4 (省 略) (新 設) 5 前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。 6 (省 略) (社内記録等の保存等) 第 5 条 会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5 年間保存しなければならない。 1 第 4 条第 4 項に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び顧客に対して行った措置 2 (省 略) 2 (省 略) (自己売買に関する社内管理) 第 7 条 会員は、前各条に基づく委託注文に関する社内管理のほか、自己の計算により行う<u>売買</u>についても、自社の業務内容や規模等を勘案し、適切に管理しなければならない。

改 正 案	現 行
別 表 <u>上場株券等の売買に関する売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</u> (現行どおり) 付 則 1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2 第 1 条の 2 第 2 号に定める市場デリバティブ取引は、当分の間、株式会社大阪取引所が開設する取引所金融商品市場において行われるものに限る。	別 表 <u>売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</u> (省 略)

**保険業法施行規則の改正に伴う
「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について**

令和元年 11 月 19 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

従来、本協会では、特別会員が有価証券を取り扱う場合には、預金等との誤認防止の観点から、特定の窓口において取り扱うとともに、預金等ではないことその他所定の事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示することとしていた。

銀行法施行規則及び保険業法施行規則においても、これと同趣旨の規定が置かれていたところであるが、平成 30 年 8 月 16 日付けで施行された銀行法施行規則の一部改正では、特定の窓口の設置義務が廃止され、所定の事項の掲示について、当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならないと変更された。これを受け、本協会では、預金等との誤認防止措置の水準を落とさないという前提の下、上記事項を実現する方策に関して検討を行い、保険会社を除く特別会員に限っては、自主規制規則においても、特定の窓口の設置義務を廃止し、所定の事項の掲示場所を定めるとともに、例外となる場合の説明方法等に関して規定することとし、平成 31 年 1 月 31 日に「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正し、同年 2 月 1 日に施行した。

一方、保険業法施行規則の改正は行われなかったため、保険会社に限っては、特定の窓口の設置義務が継続していたが、令和元年 10 月 15 日付けで施行された保険業法施行規則の一部改正では、保険会社においても、当該義務が廃止されたことから、本協会では、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正し、保険会社についても、有価証券を取り扱う場合には、他の特別会員と同様の規定とすることとする。

なお、本改正は、保険業法施行規則の一部改正に伴う改正であり、特定の窓口を廃止することに関する方策については、銀行法施行規則の一部改正に伴う同規則の改正時において、既に検討した事項であることから、パブリック・コメントは実施しないこととする。

II. 改正の骨子

○ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

特別会員（特別会員が保険会社である場合に限る。）が、その営業所又は事務所に於いて有価証券を取り扱う場合の、特定の窓口において取り扱う義務を廃止し、当該場合に預金等ではないことその他所定の事項を、窓口を利用する顧客がその場で目視できる場所に掲示するものとする。ただし、所定の事項の説明を、当該有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面の交付又は提示（タブレット端末等の画面表示

を含む。)を行う場合には、当該場所以外の場所に掲示することを妨げないこととする。
(第 10 条第 3 項及び第 4 項)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和元年 11 月 19 日から施行する。

- 本件に関するお問い合わせ先
日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

以 上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和元年 11 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(預金等との誤認防止) 第 10 条 特別会員は、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に関し、金商法第 33 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有価証券（国債証券等（金商法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる有価証券並びに同項第 3 号及び第 5 号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）をいう。以下同じ。）及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。 2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。 1 預金等ではないこと（保険会社にあつては保険契約でないこと。）。 2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあつては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しないこと。）。 3 金商法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと（特別会員が有価証券の預託を受ける場合に限る。）。 4 元本の返済が保証されていないこと。 5 契約の主体 6 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項 3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第 1 項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、前項第 1 号から第 4 号ま	(預金等との誤認防止) 第 10 条 (同 左) 2 (同 左) 3 特別会員 <u>（特別会員が保険会社である場合を除く。）</u> は、その営業所又は事務所において、第 1 項に掲げる有価証券を

新	旧
でに掲げる事項を、当該有価証券を取り扱う窓口を利用する顧客がその場で目視できる場所に掲示するものとする。ただし、第1項の規定に基づく説明を、当該有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面の交付又は提示（タブレット端末等の画面表示を含む。）を行う場合には、当該場所以外の場所に掲示することを妨げない。 （ 削 る ） 付 則 この改正は、令和元年 11 月 19 日から施行する。	取り扱う場合には、前項第1号から第4号までに掲げる事項を、当該有価証券を取り扱う窓口を利用する顧客がその場で目視できる場所に掲示するものとする。ただし、第1項の規定に基づく説明を、当該有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面の交付又は提示（タブレット端末等の画面表示を含む。）を行う場合には、当該場所以外の場所に掲示することを妨げない。 <u>4 特別会員（特別会員が保険会社である場合に限る。）は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、第2項第1号から第4号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。</u>

令和元年 11 月 19 日
日本証券業協会

「銀行法施行規則」(平成 30 年 8 月 16 日施行)の一部改正

- ✓ 銀行等が、有価証券を取り扱う場合の特定の窓口の設置義務を廃止し、預金等との誤認防止のための所定の事項を、顧客の目につきやすい場所に適切に掲示することとした。

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(平成 31 年 2 月 1 日施行)の一部改正

- ✓ 法令改正を受け、特別会員に対して、有価証券を取り扱う場合の特定の窓口の設置義務が規定されていたことから、上記規則においても、当該義務から銀行等を除外するとともに、預金等との誤認防止のための所定の事項を、有価証券を取り扱う窓口を利用する顧客が、その場で目視できる場所に掲示することとした(※)。(第 10 条第 3 項新設、第 10 条第 4 項改正)

※ ただし、預金等ではないことを、有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面の交付又は提示を行う場合には、その場所以外の場所に掲示することを妨げない。

「保険業法施行規則」(令和元年 10 月 15 日施行)の一部改正

- ✓ 保険会社が、有価証券を取り扱う場合の特定の窓口の設置義務を廃止し、保険契約との誤認防止のための所定の事項を、顧客の目につきやすい場所に適切に掲示することとした。

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(令和元年 11 月 19 日施行)の一部改正

- ✓ 上記規則のうち、保険会社にのみ残っていた、有価証券を取り扱う場合の特定の窓口の設置義務を廃止し、銀行等の他の特別会員と同等の規定とする。(第 10 条第 3 項改正、第 10 条第 4 項削る)

子ども達が希望を持って成長できる社会の実現に向け、 全国の証券会社で『古本募金』を継続します。

全国の証券会社 1,400 店舗以上で設置中です。

日本証券業協会では、2018 年 10（とう）月 4（し）日の「証券投資の日」より、全ての子ども達が希望を持って成長できる社会の実現に向けて、内閣府等が主導する「子供の未来応援国民運動」の一環である「こどものみらい古本募金」（古本等を活用した寄付プログラム）に証券業界全体で参画しているところです。

2019 年 9 月末時点で、総寄付冊数は 80,855 冊、総寄付金額は 1,829,013 円になりました。

実施期間を 2018 年 10 月 4 日～2019 年 12 月末と定めていたところですが、多数の証券会社にご協力いただいております。内閣府等の外部からの評価が非常に高いこと、現在もコンスタントに寄付がなされていることなどから、今般、2020 年 1 月以降も引き続き継続することといたしました。

証券業界では、SDGs に貢献する証券市場の実現に向けて、今後も様々な取り組みを検討・実施していきます。



【協力証券会社内訳】（2019 年 10 月 7 日 現在）

協力証券会社数：121 社 回収 BOX 設置店舗数：1433 店舗

●北海道地区

F P L 証券、北洋証券

●東北地区

七十七証券、荘内証券、とうほう証券、山形証券

●東京地区

アーク証券、藍澤証券、あおぞら証券、いちよし証券、ウェルズ・ファースト証券、エイチ・エス証券、SMBC 日興証券、SBI 証券、エンサイドットコム証券、岡三証券、岡三オンライン証券、岡三にいがた証券、お金のデザイン、カネツ FX 証券、カブドットコム証券、共和証券、極東証券、ぐんぎん証券、国府証券、三京証券、三晃証券、証券ジャパン、スターリング証券、だいこう証券ビジネス、第四証券、大和証券、立花証券、タワー投資顧問、東武証券、東洋証券、とちぎん TT 証券、富岡証券、長野証券、中原証券、日産証券、野村証券、浜銀 TT 証券、BNP パリバ証券、武甲証券、フジトミ、マネックス証券、丸三証券、三木証券、みずほ証券、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券、三菱 UFJ モルガン・スタンレー PB 証券、水戸証券、みらい証券、むさし証券、明和証券、モルガン・スタンレー MUFG 証券、山二証券、山和証券、UBS 証券、リテラ・クレア証券、レオンテック証券

（次ページに続く）

●北陸地区

石動証券、今村証券、島大証券、しん証券さかもと、新林証券、竹松証券、ほくほく TT 証券、益茂証券、三津井証券

●名古屋地区

安藤証券、岡地証券、木村証券、寿証券、三縁証券、静岡東海証券、静銀ティーエム証券、新大垣証券、大万証券、田原証券、東海東京証券、野畑証券、百五証券、松阪証券、丸八証券、豊証券

●大阪地区

相生証券、池田泉州 TT 証券、岩井コスモ証券、永和証券、エース証券、岡安証券、岡安商事、京銀証券、光世証券、篠山証券、高木証券、内藤証券、西村証券、播陽証券、光証券、広田証券、丸近証券

●中国地区

ごうぎん証券、大山日ノ丸証券、中銀証券、ひろぎん証券、ワイエム証券

●四国地区

阿波証券、愛媛証券、香川証券、徳島合同証券、二浪証券、三豊証券

●九州地区

FFG 証券、九州 FG 証券、大熊本証券、西日本シティ TT 証券

(五十音順)

以 上

<本件に関する報道関係者からのお問い合わせ>
日本証券業協会 SDG s 推進室 森川、川村
TEL03-6665-6783

